

田村市国際交流協会規約

(名 称)

第1条 この会は、田村市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本協会は、市民と在住外国人をはじめとする国内外の多様な人々との交流を通して国際理解を深め、地域の国際化、国際友好親善を推進するとともに、多文化共生社会、魅力ある地域づくりに貢献することを目的とする。

(事務所)

第3条 本協会の事務所は、次に置く。福島県田村市船引町船引字畑添76番地2 田村市役所産業部観光交流課

(事 業)

第4条 本協会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 姉妹都市との交流
- (2) 姉妹都市以外の諸国との交流
- (3) 市内在住の外国人、留学生との交流
- (4) 市民の国際交流活動への協力及び支援
- (5) 国際交流に関する情報収集・提供及び調査研究
- (6) 国際交流団体との連携及び協力
- (7) その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本協会は、目的に賛同する団体、企業及び個人をもってその会員とする。

(役 員)

第6条 本協会に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 理事若干名 会計1名 監事2名

(役員を選出)

第7条 本会の会長、副会長、会計及び監事は総会において選出する。

2 理事は、総会において選出された役員が選出し、会長が指名する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、事業等の企画、運営にあたる。

4 会計は、本会の会計事務を処理する。

5 監事は、会計及び業務を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とし、再任を妨げない。

(顧 問)

第10条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会に諮り会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、総会、役員会に意見を述べるができる。

(会 議)

第11条 本協会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は会長が招集し、役員会の議長は会長とする。

3 総会は、年1回開催し、事業計画、予算、規約の変更及び重要事項を審議する。

4 役員会は、必要に応じて会長が招集し、協会運営に関する事項を審議する。

(委員会)

第12条 本協会は、協会の事業を遂行するために、委員会を置くことができる。

2 委員は、役員会において選出し、会長が指名する。

3 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

4 委員の任期は、役員の任期と同一とする。

(経費)

第13条 本協会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費の金額は次の通りとし、変更は総会において決定する。

(1) 個人会費 2,000円

(2) 家族会費 3,000円

(3) 法人会費(組合・団体を含む) 一口 5,000円

3 市内在住及び市内の学校に通学する高校生以下の学生の個人会費は、免除する。

4 会費を連続して3年間滞納した会員は、当協会を退会したものとみなす。

(会計年度)

第14条 本協会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(設立年月日)

第15条 本協会の設立年月日は平成18年11月14日とする。

附 則

この規約は、平成18年11月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年8月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月24日から施行する。